

建築技術基準に係わる研究を 今後どのように進めていくのか？



建築研究部長 西山 功

(キーワード) 建築研究部—行政支援・技術指導、建築基準法、住宅品確法、省エネ法

建築研究部では、国民や社会のニーズに応える安全・安心で豊かな生活環境を実現するため、建築基準法、住宅品確法（住宅の品質確保の促進等に関する法律）、省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）などの技術基準の企画・立案や策定に対して、研究を通じて獲得してきた科学的・技術的な知見に基づいて行政支援するとともに、それらの普及のため積極的に技術指導・普及活動を行うことを使命としています。

ここ数年、構造計算書偽装事件、建材の耐火性能大臣認定の不正取得問題、昇降機や遊戯施設などでの事故等、建築基準法に係わる問題が頻繁に発生し、これらの問題の再発防止対策として、建築基準法や建築士法など一連の改正が行われています。これら新たな制度の運用において、一部混乱を来しているとの指摘もありますが、建築行政の円滑化のための追加的な施策は適切に実施されています。

構造計算書偽装事件においては、住宅供給側の瑕疵担保責任等の保証能力も問題となりましたが、住宅供給の信頼・安心確保のため住宅瑕疵担保履行法（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律）が制定され、2009年10月以降に引き渡される新築住宅から、保険加入又は保証金の供託が義務づけられることとなっています。

この他の構造基準に係わる動きとしては、レミコン（レディーミクストコンクリート）の溶融スラグ問題などがありますが、国土交通本省に「JIS規格不適合コンクリートを使用した建築物の対策技術検討委員会」が設置され、技術的検討が迅速に進められています。

視点を資源の有効活用に向けると、長期にわたり良好な状態で使用できるための措置が講じられた優良な住宅の普及を促進するため長期優良住宅法（長期優良住宅の普及の促進に関する法律）が制定され、現在、関連する政令、規則、告示などの検討が行われており、2009年6月までには施行され、ストックのより効率的な利用による資源の有効活用が期待されています。

地球温暖化問題に関しては、京都議定書の約束期間が始まり、建築分野における二酸化炭素排出量の削減目標実現のため、各種施策が行われていますが、2008年4月には住宅を対象とした省エネ改修促進税制が創設され、また、2009年4月には省エネ基準の強化が予定されています。

このような行政の動きの一方で、国土交通大臣から社会資本整備審議会に対して、（1）安全で質の高い建築物の整備を進めるための建築行政の基本的あり方について、（2）中長期的視点に立った住宅・建築物における環境対策のあり方について、の2件の諮問が行われ、より長期的な視点での建築行政のあり方についての検討が始められています。

以上のような建築分野を取り巻く環境の中、建築研究部では、構造や防火など文字どおり建築物の安全・安心に直接係わる問題については、2008年10月、（財）建築行政情報センターに設置された「建築技術基準・制度運用調査委員会」を先導することにより、建築技術基準の更なる合理化、運用の円滑化について、国土交通本省、建築研究所、日本建築行政会議などと連携して検

討を進めています。

また、重要な行政課題に係わる研究として、建築設備等の安全性能確保のための制御システム等の設計・維持保全技術の開発（エレベーター総プロ）、建築物の構造安全性能検証法の適用基準の合理化に関する研究を継続して実施するとともに、新たな研究課題として、高層建築物の地震後の火災安全対策技術の開発、小規模建築物の雨水浸入要因とその防止策に関する研究などの検討を始めることとしています。

環境に係わる問題については、都市における建築物の二酸化炭素排出量を削減する上で基本となる建築設備技術の実働効率に係わる研究課題として、業務用建築の省エネルギー性能に係わる総合的評価手法及び設計手法に関する研究を継続して実施するとともに、新エネルギーシステムとしての水素社会の可能性について、低炭素・水素エネルギー活用社会に向けた都市システム技術の開発（低炭素・水素総プロ）を立ち上げて検討を進めることとしています。

建築技術基準に係わる最近発生した災害、事故、事件等を表1に示します。各事象は、建築研究部が行政支援すべき法令などに係わる事項ですが、建築技術基準で扱う建築物や工作物などの設計から生産、そして運用に至る建築生産の最上流から最下流の中で発生した問題であり、これら全体を見渡した上での次世代建築技術基準のあり方に関する検討が必要とされているものと考えています。前述した社会資本整備審議会の動きとも時を同じくしていると言えます。

実は、建築研究部では、構造計算書偽装事件の発生前に、次世代建築技術基準のあり方に関する検討に着手していましたが、その後の建築基準法改正への行政支援や普及のための技術支援への対応により、検討作業が一時ストップしていました。これを再開することになります。

最後になりますが、20年以上前、高名な大学教授が「建築基準法は、教育ママのようだ」と言われたことがあります。その後、2000年（平成12年）建築基準法改正を経ましたが、構造計算書偽装事件により、建築に係わる技術者等への信頼がひどく損なわれている現状を考えると、未来志向の建築技術基準の検討とはいっても、建築技術者にとっての制約を少なくするというのではなく、一般国民にとって信頼できる建築物や工作物が確実に提供される社会制度を支援する技術基準が指向されることとなるのではないかと考えています。

表1 建築研究部に関わる災害、事故、事件等

2004.03.26	東京都港区の六本木ヒルズにおける回転ドアでの挟まれ事故
2004.10.23	新潟県中越地震（長周期地震動による高層ビルのエレベーター被害）
2005.11.17	構造計算書偽装事件
2006.01.08	長崎県大村市グループホームの火災
2006.06.03	東京都港区で発生した（シンドラ）エレベーター事故
2007.01.20	兵庫県宝塚市カラオケボックス火災
2007.03.25	能登半島沖地震
2007.05.05	大阪府吹田市のジェットコースター「風神雷神Ⅱ」における死亡事故
2007.07.16	新潟県中越沖地震
2007.10.30	ニチアスによる建材の耐火性能大臣認定の不正取得問題
2008.05.09	名古屋市交通局久屋大通駅におけるエスカレーター事故
2008.06.14	岩手・宮城内陸地震
2008.07.08	レミコンの溶融スラグ問題
2008.07.24	岩手県沿岸北部の地震
2008.08.03	東京都江東区の東京ビックサイトにおけるエスカレーター事故
2008.10.01	大阪市浪速区の個室ビデオ店火災
2008.12.08	京都市左京区のマンションにおけるエレベーター挟まれ事故